農林水産技術会議事務局筑波事務所交渉（非現業全農林労働組合筑波地方本部技術会議筑波分会）
議　事　要　旨

１．開催日時：平成２４年１２月１４日（金）１７：１５　～　１７：３０
２．場　　所：農林水産技術会議事務局筑波事務所第１特別会議室
３．出 席 者：
農林水産技術会議事務局

筑波事務所	岡本　典夫	所長
同	倉橋　一博	次長
同	北村　孝之	総務課長
同	小林　優一	総務課課長補佐（庶務・会計）

全農林労働組合筑波地方本部

技術会議筑波分会	関口　隆則	委員長
同	青木　隆之	副委員長
同	淺野　孝浩	書記長
同	及川　正統	会計長
同	永井美佳子	執行委員
同	児玉　智子	執行委員

４．議　　題
①　年次休暇の利用促進について
（非現業全農林労働組合筑波地方本部技術会議筑波分会提出　別添「要求書」）

５．議事概要

○北村総務課長：　本日の交渉に先立ち、国家公務員法第１０８条の５の規定に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告する。技術会議筑波分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」第３の１の（３）に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書のⅥ．８とし、その他の事項については筑波事務所の権限外事項であることや管理運営事項等に該当することから、要望事項として承るとの整理をした。それを前提として交渉を開始する。

○淺 野 書 記 長：　お忙しいところ交渉の場を設けて頂き感謝している。要求書については、委員長より手渡しさせて頂く。

○岡　本　所　長：　それでは、私から回答させて頂く。
今年度新システムの更新のための仕様書作成等により関係職員の業務量が多くなっていることは、承知している。　また、年次休暇の取得は平成２３年は組合員平均１６．３日、平成２４年は１１月までであるが、同１４．８日となっている。このため、所議において各管理者に対し、関係職員に業務が偏ることの無いように、定期的に所内各課の業務見直しや管理者による業務運営の改善を周知・徹底して取り組んでいるところである。引き続き適正な業務量となるよう各管理者に対し、指導して参りたい。
年次休暇を取得しやすい環境整備については、四半期毎に「年次休暇使用計画表」を作成することやゴールデンウィーク・夏季休暇における長期取得などについてサイボーズへ掲示すること等を通じて職員への啓発を図ってきたところであり、業務の見直しを図りつつ、今後も取得しやすい職場環境づくりの改善に向けて引き続き取り組んで参りたい。

○関 口 委 員 長：　システム更新以外にも、本省及び他省庁の関係部署との調整や、問い合わせへの対応が増えている。特定職員の負担が過多にならないように、適正な業務量への見直しや年次休暇の取得しやすい環境整備に引き続き努力願いたい。

○岡　本　所　長：　各職員における業務の状況を考慮しつつ、管理者に対して年次休暇の取得しやすい環境整備について今後とも指導をして参りたい。

○関 口 委 員 長：　以上、対応については、よろしくお願いしたい。

（終　　了）